

議案第 3 号

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

野田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市後期高齢者医療に関する条例第2条第8号の規定は、令和2年5月1日から適用する。

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金が創設されたことに伴い、本市において行う事務に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年野田市条例第7号）

改 正 案	現 行
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>